

作業環境測定（評価）基準の改正について

改正点① 作業環境測定の対象物質に**オルトートルイジン**を追加

改正点② **弗化水素、ホルムアルデヒド**の分析方法を見直し

労働安全衛生法では、有害な化学物質を取り扱う屋内作業場について、作業環境測定の実施とその評価を義務づけています。

厚生労働省は、平成28年9月29日付け及び同年11月30日付けで、労働安全衛生法に基づく「作業環境測定基準」、「作業環境評価基準」および関連告示を改正しました。

1 オルトートルイジン作業環境測定の対象物質とします

オルトートルイジンを作業環境測定の対象物質に新たに加え、管理濃度、試料採取方法、分析方法を設定しました。

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
オルトートルイジン	1 ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

▶ 適用日は平成29年1月1日です。

（経過措置として、作業環境測定の義務化は平成30年1月1日からとします）

局所排気装置の性能要件・稼働要件

オルトートルイジンについて、性能要件・稼働要件を設定しました。

物質名	局所排気装置の性能要件・稼働要件
オルトートルイジン	抑制濃度：1気圧の空気1m ³ あたりに占める当該物の容積として1cm ³

▶ 適用日は平成29年1月1日です。

分析可能な測定士・測定機関

オルトートルイジンの「分析」が可能な作業環境測定士・作業環境測定機関は次のとおりです。

分析の対象	分析可能な測定士・測定機関
オルトートルイジン	第3号(特化物)の資格をもつ作業環境測定士・作業環境測定機関

▶ 適用日は平成29年1月1日です。

（経過措置として、測定義務は平成30年1月1日からとします）



2 弗化水素、ホルムアルデヒドの分析方法を変更します

弗化水素、ホルムアルデヒドの分析方法を見直し、従来の方法に加えて、弗化水素は高速液体クロマトグラフ分析方法※¹により、ホルムアルデヒドはガスクロマトグラフ分析方法※²により分析できることとしました。

- ※1 弗化水素の分析を高速液体クロマトグラフ分析方法で行う場合は、イオンクロマトグラフ分析方法により行ってください。なお、検出器の感度又は選択性を高めるために、検出器の前にサプレッサーを設けることが望ましいです。
- ※2 ホルムアルデヒドの分析をガスクロマトグラフ分析方法で行う場合は、ガスクロマトグラフ質量分析方法により行ってください。

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法	
ふっ 弗化水素	0.5ppm	液体捕集方法	改正前	吸光光度分析方法
			改正後	吸光光度分析方法 または 高速液体クロマトグラフ分析方法
ホルム アルデヒド	0.1ppm	固体捕集方法	改正前	高速液体クロマトグラフ分析方法
			改正後	ガスクロマトグラフ分析方法 または 高速液体クロマトグラフ分析方法

▶ 適用日は平成28年10月1日です。

これから作業環境測定士の資格を取得しようとする方へ

第一種作業環境測定士試験、測定士となるための講習（試験合格者・試験免除者を対象とした講習）の内容が、**平成29年1月1日から変更されます。**

【作業環境測定士規程】

<第一種作業環境測定士試験>

第3号：「分析の技術」に「オルトートルイジンの分析に関する理論及び方法」を追加

<測定士になるための講習>

第3号：「分析の実務」に「オルトートルイジンの分析」を追加

お問い合わせは、都道府県労働局、労働基準監督署へ

所在案内：

労基署

所在地

検索

（平成29年2月作成）